

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成 30 年度決算に基づき「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等の算定結果がまとまりましたのでお知らせします。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 21 年 4 月から施行（平成 20 年 4 月一部施行）されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

2 公表内容と基準

公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の 5 つです。（①～④を総称して「健全化判断比率」といいます。）

健全化判断比率のうち 1 つでも早期健全化基準以上となった場合は「早期健全化段階」となり財政健全化計画を、財政再生基準以上になった場合は「財政再生段階」となり財政再生計画を定めなければなりません。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めなければなりません。

3 長洲町の健全化判断比率及び資金不足比率

平成 30 年度決算に基づき算定された長洲町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりすべて基準を下回りました。

【健全化判断比率】

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
長洲町の比率	—	—	9.1	60.3
早期健全化基準	(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.0)	(30.0)	(35.0)	

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「— (該当なし)」と記載しています。

【資金不足比率】

(単位：%)

区 分	水道事業会計	下水道事業会計
長洲町の比率	—	—
経営健全化基準	(20.0) ※公営企業会計ごと	

注) 資金不足比率は、資金不足額がないため「— (該当なし)」と記載しています。

4 健全化判断比率における各指標について**(1) 実質赤字比率**

町の一般会計等の赤字額を町の標準財政規模（標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもの）と比較して指標化し、財政運営の状況を示すものです。

長洲町の一般会計等において赤字は生じていないため、実質赤字比率は発生しません。

(2) 連結実質赤字比率

町のすべての会計の赤字と黒字を合算し、町全体の資金の不足の程度を標準財政規模と比較して指標化し、町全体としての運営の状況を示すものです。

長洲町では、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の6会計による連結となります。

平成30年度は、全会計が黒字決算となっておりますので連結実質赤字比率は発生しません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金（借金）の返済額及びこれに準じる額（一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち借入金返済に充てたと認められる分など）の大きさを標準財政規模と比較して指標化したものです。

長洲町の比率は、計画的な起債管理により地方債残高、公債費が年々減少しているため、9.1%（前年比▲1.6%）と早期健全化基準を下回っております。

(4) 将来負担比率

町の一般会計等において将来支払っていく可能性のある負担の程度を標準財政規模と比較して指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したものです。

町が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高や契約等で支払いを約束したもの、公営企業会計の地方債残高のうち一般会計が負担すべきもののほか、消防・ごみ処理などの行政サービスの一部を共同で行っている一部事務組合の地方債でその団体の負担分などがあります。

長洲町の将来負担比率は、将来負担額の構成要素である地方債の残高が減少しているため 60.3%（前年比▲12.7%）となり早期健全化基準を大きく下回ってきております。

（５）資金不足比率

公営企業の資金不足を当該公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況を示したものです。

長洲町では、水道事業会計、下水道事業会計が対象となりますが、いずれの会計においても資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生しません。